

初任者講習会

障害福祉サービス等の概要と杉並区の相談窓口・サービス②

障害福祉サービス等の概要と 杉並区の事業所



障害者施設支援課 事業者支援係 山本

障害者総合支援法のサービス

自立支援給付

介護給付

- 日中活動**
- 生活介護
 - 療養介護

- 施設**
- 施設入所支援
 - 短期入所

- 訪問**
- 居宅介護
 - 重度訪問介護
 - 行動援護
 - 同行援護
 - 重度障害者等包括支援

相談支援

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

訓練等給付

- 就労支援**
- 就労継続支援A型
 - 就労継続支援B型
 - 就労移行支援
 - 就労定着支援 ●就労選択支援
- 自立訓練**
- 機能訓練
 - 生活訓練

- 居住支援**
- 共同生活援助(グループホーム)
 - 自立生活支援

障害福祉サービス

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

その他

- 補装具

地域生活支援事業

区市町村が地域の実情に応じて実施する事業

- 移動支援事業
- 地域活動支援センター
- 日常生活用具給付事業
- 日中一時支援事業
- 意思疎通支援事業

児童福祉法のサービス

障害児相談

- 障害児相談

障害児通所支援

通所系

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス

訪問系

- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

障害児入所支援

- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

サービスの概要と 区の事業所の現状

障害者総合支援法に基づく訪問系の主なサービス

障害福祉サービス・介護給付

事業所数は令和7年4月1日現在

居宅介護 (区内114所)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。目的により「身体介護」、「家事援助」、「通院等介助・通院等乗降介助」があります
重度訪問介護 (区内90所)	重度の肢体不自由又は重度の知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯等の家事、外出時における移動中の介護などを総合的に行います
行動援護 (区内11所)	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方に、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動するときに必要な援助を行います
同行援護 (区内29所)	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います

地域生活支援事業

移動支援 (区内89所)	屋外での移動に困難がある障害者等のための社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います
------------------------	---

Q 区市町村により異なるサービスは何？

- ① 居宅介護
- ② 同行援護
- ③ 行動援護
- ④ 移動支援
- ⑤ 重度訪問介護

障害者総合支援法に基づく日中活動系の主なサービス

障害福祉サービス・介護給付

事業所数は令和7年4月1日現在

生活介護 (区内22所)	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動・生産活動の機会を提供します
-----------------	---

障害福祉サービス・訓練等給付

就労継続支援 A型 (区内2所)	一般企業等への就労に結びついていない方のうち、雇用契約等に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援 B型 (区内34所)	一般企業等への就労が困難な方や、一定年齢に達している方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います(型)
就労移行支援 (区内4所)	一般就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います
就労定着支援 (区内6所)	就労に向けた支援を受けて一般就労した方に、一定の期間、就労の継続を図るために事業主・医療機関との必要な連絡調整等をを行います

Q 令和7年5月1日現在、杉並区直営の生活介護の施設は何か所ある？

- ① 2所
- ② 3所
- ③ 4所
- ④ 5所
- ⑤ 6所

障害者総合支援法に基づく居住系・短期入所の主なサービス

居住系

事業所数は令和7年4月1日現在

障害福祉サービス・介護給付

施設入所支援	施設に入所している方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
--------	--------------------------------------

障害福祉サービス・訓練等給付

共同生活援助 (区内43所)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います
-------------------	--

短期入所

障害福祉サービス・介護給付

短期入所 (区内14所)	自宅で介護を行う方が病気の場合等に、施設で短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事などの介護を行います
-----------------	--

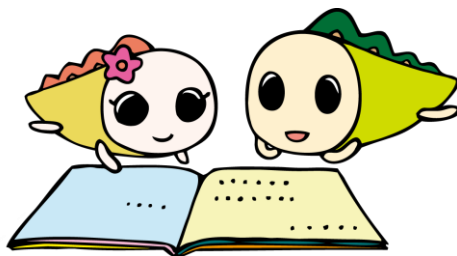
Q 令和7年5月1日現在、杉並区には施設入所支援サービスを提供する施設は何か所ある？

- ① 2所
- ② 3所
- ③ 4所
- ④ 5所
- ⑤ 6所

児童福祉法に基づく障害児通所支援の主な事業

事業所数は令和7年4月1日現在

児童発達支援 (区内30所)	療育を行う必要があると認められる未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います
放課後等デイサービス (区内33所)	学校に就学中の障害児（小学生から高校生）を対象に、学校終了後又は学校休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行います



Q 人材不足の事業所の割合が多いサービスはどれ？

(令和7年度杉並区「地域生活に関する調査」事業所編より)



ちょっと
情報

- ① 訪問系
- ② 日中活動系
- ③ 居住系
- ④ 障害児通所系
- ⑤ 相談支援系

区役所の業務

障害者施策課

<障害児支援担当課長>

障害者施設支援課

障害者施策課の業務

係名	主な業務内容
管理係	障害者生活支援サイト「のーまらいふ杉並」の運営など、障害者福祉を啓発、推進する事業や地域生活支援事業等を行っています。さらに、障害者の権利擁護に関する会議等も開催しています。
計画調整担当	障害者計画等の法定計画をはじめ、障害者福祉施策に関する総合的な計画の策定および事業の調整を行っています。
障害者保健担当	医療的ケア児の支援体制整備や障害者医療の体制整備など、福祉と保健の連携に関する支援を行っています。また、成人期発達障害者の支援に関する業務も行っています。
事業推進係	共生社会しかけ隊による働きかけなど障害に関する理解の促進や、手話に対する理解促進・普及啓発など共生社会の推進に向けた取り組みを行っています。また、障害者団体への運営助成など行っています。
認定・給付係	障害者総合支援法に係る、障害福祉サービスの支給決定、区分認定調査、審査会運営、サービス利用の報酬支払に関する業務を行っています。
指導担当	障害福祉サービス事業所等が適正にサービスを運用しているか指導を行っています。また区の特定相談支援事業所の指定等に関する業務を担っています。
基幹相談支援係	区の基幹相談支援センターとして、相談支援事業所のバックアップ、虐待通報や緊急時対応などを行うとともに、自立支援協議会の事務局も担っています。
障害福祉サービス係	身体障害者手帳・愛の手帳（住所変更や再交付）申請、障害福祉サービス、移動支援やショートステイなどサービスの申請窓口です。補装具、日常生活用具、更生医療の申請・決定業務も行っています。
障害者手当・医療係	医療費助成から各種手当の申請・更新・給付までを扱っています。福祉タクシー乗車料金助成などの障害者の福祉増進に関する区のサービスも行っています。

障害者施策課【障害児支援担当課長】の業務

係名	主な業務内容
児童支援係	児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給決定、請求審査・支払に関する業務を行っています。児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所への運営助成、各事業所の開設に関する相談業務も行っています。
児童発達相談係	発達に心配のある未就学児の相談窓口です。児童発達支援事業の相談、利用調整なども行っています。
発達障害児相談担当	身体障害者手帳・愛の手帳を持たない就学している発達障害児の相談窓口で、放課後等デイサービス等の申請なども受け付けています。学齢期発達支援事業の窓口として、教育と福祉の連携など行っています。
こども発達センター	児童福祉法に基づいた児童発達支援センターの位置づけの施設です。0～5歳児を対象とした個別支援、3～5歳児を対象とした「たんぽぽ園」の2つの事業を展開し、お子さん1人ひとりの発達上のニーズに合わせた、きめ細かな集団・個別支援を提供するとともに、ご家族や地域の関係機関への支援も積極的に行っています。

障害者施設支援課の業務

係名	主な業務内容
管理係	区立障害者通所施設、障害福祉会館等の区の施設の運営に関する総合調整を行っています。また、障害者福祉施設などへの助成や連携調整なども行っています。
施設整備担当	障害者福祉施設の計画・建設に関する業務を担っています。また、障害者グループホーム等の施設整備、障害者福祉施設の改修に関することなどを行っています。
事業者支援係	障害福祉サービス事業者等への人材確保・育成・定着にむけた各種研修・イベントなどを開催しています。また、共生型サービスの開設促進を行っています。
就労支援係	障害者の就労支援、職場実習に関する業務などを実施しています。障害者雇用支援事業団に関すること、障害者福祉施設の入所調整なども行っています。
地域生活支援係	高次脳機能障害のある方及びご家族、関係機関等を対象に、専門相談窓口として高次脳機能障害者相談支援事業を実施しています。また、中途障害者の社会復帰や社会参加等を支援する通所生活リハビリ事業、障害者の日中活動の場として地域活動支援センター事業「ふれあい広場」を運営しています。
こすもす生活園	重度の身体障害者または重度の重複障害者を対象に生活介護サービスを提供する、区が運営する通所施設です。
なのはな生活園	重度の身体障害者または重度の重複障害者を対象に生活介護サービスを提供する、区が運営する通所施設です。
すぎのき生活園	重度の知的障害者を対象に生活介護サービスを提供する、区が運営する通所施設です。